

(2)駅前放置自転車対策

■ 施策内容

平成12年4月より、JR大津駅前等において、放置自転車防止のための啓発、撤去、保管などの放置自転車対策を行っています。

■ 施策目的

駅前の景観保持と安全確保を目的としています。

■ 施策実施状況

“大津市自転車等の放置防止に関する条例”施行のお知らせ

大津市では、平成12年4月1日から上記条例が施行され、放置禁止区域内の放置自転車・原動機付自転車は条例第10条第2項の規定により、撤去します。

キーぼう (禁止・防止)

放置自転車等は、次の障害を起こします。

1. 歩行者の通行妨害
2. 自動車の通行妨害
3. 街の美観の低下
4. 防災・緊急活動の阻害

放置禁止区域

市内の6ヶ所の駅前を指定します。(堅田、西大津、浜大津、大津、石山、瀬田の各駅周辺)裏面の区域図を参照してください。

自転車・ミニバイク 放置禁止区域

放置禁止区域内には、このシートが路面に貼ってあります。

撤去・移動

警告書が取り付けられている放置自転車等を撤去し、市の保管所に移動します。

処分

ガードレールや安全柵等に施錠されたチェーンや鎖等は切断して撤去します。

警告

放置禁止区域に指定された場所の放置自転車等に、撤去警告書を取り付けます。

処分

保管期間(撤去日から60日)を経過したものは、処分をします。

保管・返還

撤去した放置自転車は、市内2ヶ所にある自転車保管所にて保管し、返還します。裏面の区域図を参照してください。

自転車やミニバイクは放置せずに、最寄りの自転車駐輪場へ置きましよう。

“大津市自転車等の放置防止に関する条例”施行のお知らせ

大津市では、平成12年4月1日から上記条例が施行され、放置禁止区域内の放置自転車・原動機付自転車は条例第10条第2項の規定により、撤去します。

キーぼう (禁止・防止)

困ります、自転車おきざり、知らんぷり

放置禁止区域

- 1 堅田駅周辺
- 2 西大津駅周辺
- 3 浜大津駅周辺
- 4 大津駅周辺
- 5 石山駅周辺
- 6 瀬田駅周辺

保管場所

唐崎保管所

大江保管所

返還について

撤去した自転車・ミニバイク(原付)は次のとおり、返還します。

1. 返還日 (1) 月曜日から土曜日の午後1時から午後4時まで(日曜日及び祝日・年末年始(12/29~1/3)は返還しません。)
2. 返還場所 (1) 唐崎自転車保管所(堅田・西大津・大津・浜大津) (2) 大江自転車保管所(石山・瀬田)
3. 移動保管費 (1) 自転車 2,000円 (2) 原付 3,000円
4. 持参物 (1) 自転車等のカギ (2) 身分証明書(免許証、学生証、保険証など) (3) 移動保管費 (4) 印鑑

※注意 4. 持参物の(1)~(4)のものを持参されないときは、自転車等の返還ができないことがありますので注意してください。なお、撤去後60日を経過した自転車等は処分します。

自転車放置防止チラシ

おおつししがけん
27 大津市(滋賀県)

(2)駅前放置自転車対策

<実施前>



堅田駅



瀬田駅



石山駅



<実施後>



堅田駅



瀬田駅



石山駅

27 おおつししがけん 大津市(滋賀県)

(2)駅前放置自転車対策

■ 工夫した点

自転車等放置防止のための看板設置、路面シートを設置しています。